

広島県公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時の検討について（案）

令和6年10月30日
高等教育担当

1 本県の第三期中期目標期間終了時の対応方針

- 令和5年度に実施した評価委員会による中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績評価の結果等を踏まえて、第四期中期目標の策定に向けた検討を行ったことで、広島県公立大学法人の業務継続の必要性を確認し、組織及び業務全般について検討を行ったものとする。
- また、第四期中期計画策定に向けた検討を行い、第四期中期計画策定を行うことで所要の措置としたい。

2 根拠規定

地方独立行政法人法第七十九条の二

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。